

議案第 7 4 号

清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例

清水町国民健康保険条例（昭和34年清水町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「項注4」を「項注6」に改め、「項注7」を「項注11」に改める。

第16条中「第9項」を「第5項」に改め、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還をもとめられてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。